

公告第 701 号

2018年 8月30日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 唐澤 敬



## トヨタ車体健康保険組合の規約変更について

この組合の規約を下記のとおり2018年7月25日開催の第185回組合会の  
議決・承認を得て認可申請したところ、  
2018年8月22日付東海厚発第0822第32号にて認可されたので公告する。  
詳細は別添の新旧条文対照表のとおり。

### 記

変更後の施行日	2018年 9月 1日
変更条文	第32条、第53条
変更内容	理事会の決定事項 (第32条) 公告の方法 (第53条)

以上

東海厚発0822第32号

認 可 書

トヨタ車体健康保険組合

平成30年8月7日車体保発第22号で申請のあった規約の一部変更を認可する。

平成30年8月22日

東海北陸厚生局長



## 規 約 新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
<p>(理事会の決定事項)            第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1) 常務理事の選任及び解任の同意            (2) 事業運営の具体的方針            (3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法            (4) この規約に定める事項            (5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの</p>	<p>(理事会の決定事項)            第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1) <u>組合会に提出する議案</u>            (2) 常務理事の選任及び解任の同意            (3) 事業運営の具体的方針            (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法            (5) この規約に定める事項            (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの</p>
<p>(公告の方法)            第53条 この組合において公告しなければならない事項は、<u>組合本部の掲示板及び、ホームページへ</u>掲示する。</p> <p>附則            (施行期日)            第1条 この規約は平成30年9月1日から施行する。</p>	<p>(公告の方法)            第53条 この組合において公告しなければならない事項は、<u>この組合及び事業所の掲示場</u>に掲示する。</p>